

令和7年6月20日

産業厚生委員会

阿久根市議会

- 1 会議名 産業厚生委員会

- 2 日時
 - (1) 期日 令和7年6月20日(金)
 - (2) 開会 午前11時43分
 - (3) 散会 午後0時9分

- 3 場所 第1委員会室

- 4 出席委員
高崎良二 委員長
川畑二美 副委員長
渡辺久治 委員
竹原信一 委員
仮屋園一徳 委員
山田勝 委員
濱田洋一 委員

- 5 欠席委員
なし

- 6 職務のため出席した議会事務局職員
松林俊介 議事係主査

- 7 会議に付した事件
所管事務調査について

- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

◎ 所管事務調査について

高崎良二委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会します。

本日は、所管事務調査についてを議題とします。

地方自治法第109条第2項の規定により、常任委員会は、その部門に所属する当該普通公共団体の事務に関する調査を行うこととされています。

また、会議規則第105条第1項の規定により、常任委員会が所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期間などをあらかじめ議長に通知しなければならないとされています。

そこで、本委員会において調査する事項について、協議したいと思います。

調査を行う必要があると思われる事項がありましたら御発言をお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時44分～午後0時4分）

高崎良二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

それでは皆様の御意見を伺います。

御意見ありませんか。

濱田洋一委員

まちづくりビジョンにもありましたけれども、やはり観光振興との捉え方として地域資源を生かした観光地づくりというのが必要ではないかということで、大きなテーマとして、観光行政についてと、先ほど山田委員のほうからもありましたけれども、そういう形で、事項について、一つ提案したいというふうに思います。

川畑二美委員

先ほど外国人の雇用も関係して、商店街の関係も出てくるので、産業振興についてっていうのを提案したいと思います。

高崎良二委員長

産業振興についてですね。

ほかはないですね。

〔発言する者あり〕

それではただいま意見がありました、観光行政についてと産業振興について、調査を行いたいと思いますが、御意見がありました。

ここでお諮りします。

本委員会の所管事務調査は2件とし、調査終了までの継続調査を議長に申し出ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

続いて、ただいま決定しました調査方法について協議していただきます。

所管事務調査の基本的な調査の流れとしましては、次のとおりです。

まず、本市の状況を把握し、課題を理解するため、所管課に委員会への出席を求め、現状の説明を伺い、質疑を行います。

また、行政以外にも、現状を把握する必要があるときは、該当する方に、参考人として出席を求め、現状を伺い、質問します。

次に、閉会中に、委員各委員において、本市と同様の課題を解決するために政策を行っている場所、いわゆる先進地ですが、そこが何か情報収集をしていただきます。

次に、各委員において収集した情報を共有し、視察すべき場所を決定します。

次に、実際に視察を行います。

次に、視察した結果をまとめます。

次に、所管課に委員会への出席を求め、視察結果を所管課に伝えた上で、質疑、意見交換を行います。

次に、討議を行い、委員会として調査結果をまとめます。

最後にまとめた結果について、本会議において報告します。

以上が、所管事務調査の流れです。

基本的な流れを踏まえ、今後の調査方法を協議していただきます。

委員長といたしましては、今申し上げた流れのとおり進めていきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

それではまず、調査事項の本市の現状を把握するために、所管課に説明を求め、質疑をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決しました。

所管課に出席を求めることといたしますが、所管課においても、説明の準備などが必要であると思いますので、このことについての委員会の開催日時は委員長において調整しますので、御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決しました。

日程調整でき次第、皆様にお知らせいたします。

以上で、本日の産業厚生委員会を散会します。

(散会 午後0時9分)

産業厚生委員会委員長 高 崎 良 二